

# 道路除雪作業委託契約書

収入  
印紙

〇〇町内会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に道路除雪作業の委託に関し次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる除雪作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 除雪場所 (例：〇〇町〇丁目地内の指定路線)
- (2) 除雪期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、甲の指示により前条に定める除雪作業を行い、道路交通の確保を図るものとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、予め甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

除雪機械名	規格型式	台数	1時間当り単価（円）

（委託業務の内容の変更）

第4条 甲は、必要がある場合は除雪作業の内容の全部若しくは一部を変更し、又は除雪作業を一時中止、打ち切り若しくは延長することができるものとする。

2 前項の場合において委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（除雪作業の検査等）

第5条 乙は、除雪作業の開始及び終了の際は、甲に始時、終時及び路線の道路状況を報告するものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の負担)

第7条 乙が、除雪作業の実施に際し第三者に損害を与えたときは、甲がその責任を負いその損害を賠償するものとする。ただし乙の重過失については乙の責任においてこれを負担するものとする。

(除雪機械の提供)

第8条 乙は、自己の所有する除雪機械により除雪作業をおこなうものとする。

2 前項の除雪機械の維持管理に要する費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により除雪作業を実施しないとき、又は除雪作業を実施する見込みのないことが明らかなきとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないとき。

(協議事項)

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の成立を証するためこの本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県野々市市〇〇〇丁目〇番地  
〇〇町内会 町内会長 〇〇 〇〇

⑩

乙

⑩